転校の手続きについて

転校(転出)の手続きは次のようになります。教材費等の精算をしますので早めに学級担任または事務室までお知らせください。

＊豊中市以外の市町村へ転居されるとき

① 豊中市役所市民課（または新千里出張所）で住民異動（転出）の届けを出します。

- 届けの受付は転居日の2週間前からできます。
- 「**転学通知書**」「転出証明書」・・・豊中市役所が発行

② 寺内小学校で〈転出〉の手続きをします。

「**転学通知書**」・・・**寺内小学校へ提出**

「在学証明書」「教科用図書給与証明書」・・・寺内小学校で発行

⇒　これらを転出先小学校へ提出

（市町村によっては、教育委員会へ提出するところもあります。）

③ 転出先市町村の役所で住民異動（転入）の手続きをします。

- 「転出証明書」・・・転出先役所へ提出
- 「転入学通知書」・・・転出先役所で発行

住民異動の窓口または教育委員会の窓口で通学校が指定されます。

④ 転出先小学校で〈転入〉の手続きをします。

- 「在学証明書」「教科用図書給与証明書」「転入学通知書」…転出先小学校へ提出

＊豊中市内で転居されるとき

① 豊中市役所市民課（または千里中央出張所）で住民異動（転出）の届けを出します。

- 届けの受付は転居当日から2週間以内となっています。できるだけ早く届出ください。ただし、転居前の届出はできません。
- 「**転学通知書**」「転入学通知書」・・・豊中市役所が発行

（※　転出証明書は発行されません。）

② 寺内小学校で〈転出〉の手続きをします。

- 「**転学通知書**」・・・**寺内小学校へ提出**
- 「在学証明書」「教科用図書給与証明書」・・・寺内小学校で発行

③ 転出先小学校で〈転入〉の手続きをします。

- 「在学証明書」「教科用図書給与証明書」「転入学通知書」…転出先小学校へ提出

＊住民異動届は済んでいるが、一定期間の校区外通学の承諾書があるとき

・承諾期限 約１０日前から転校手続きをおこないますので、承諾書を持って、豊中市教育委員会事務局 教育総務課 学務係へ行って、手続きをしてください。

（庄内・新千里出張所では手続きできません）